

神川町省エネ家電買換促進補助金

ゼロカーボンシティ実現に向け、省エネ家電への買換えを促進することにより、家庭での消費電力を引き下げ、発電によって排出される温室効果ガスの削減を図るため、省エネ家電への買換えを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助対象となる省エネ家電（新品の買換えに限る）

（1）エアコン

目標年度2027年度統一省エネラベル★3以上
かつ、省エネ基準達成率100%以上

（2）電気冷蔵庫

目標年度2021年度統一省エネラベル★3以上
かつ、省エネ基準達成率100%以上

対象製品は、「省エネ型製品情報サイト」で確認 ▶



「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁）
(<http://seihinjyoho.go.jp/>) 令和6年3月13日情報を加工作成

2 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- （1）住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳に記録されている方であること。
- （2）前号の住所に存する住居に補助対象省エネ家電を設置する方であること。
- （3）町税等の滞納がないこと。

3 補助率・補助限度額

補助対象省エネ家電の購入価格の5分の1に相当する額（100円未満切り捨て）で2万円を限度額とします。

補助金の交付は、世帯ごとに同一年度内、エアコン又は電気冷蔵庫のいずれか1回限りとなります。

4 交付申請

補助金の交付を受けたい方は、「神川町省エネ家電買替促進補助金交付申請書」に次の書類を添えて、防災環境課へ提出してください。

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付は終了となります。

5 添付書類

- （1）補助対象省エネ家電の購入に係る領収書の写し
- （2）補助対象省エネ家電の仕様書又はカタログの写し
- （3）補助対象省エネ家電の保証書の写し
- （4）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- （5）買換え前後の家電の設置状況等が分かる写真
- （6）その他町長が必要と認める書類

6 交付決定

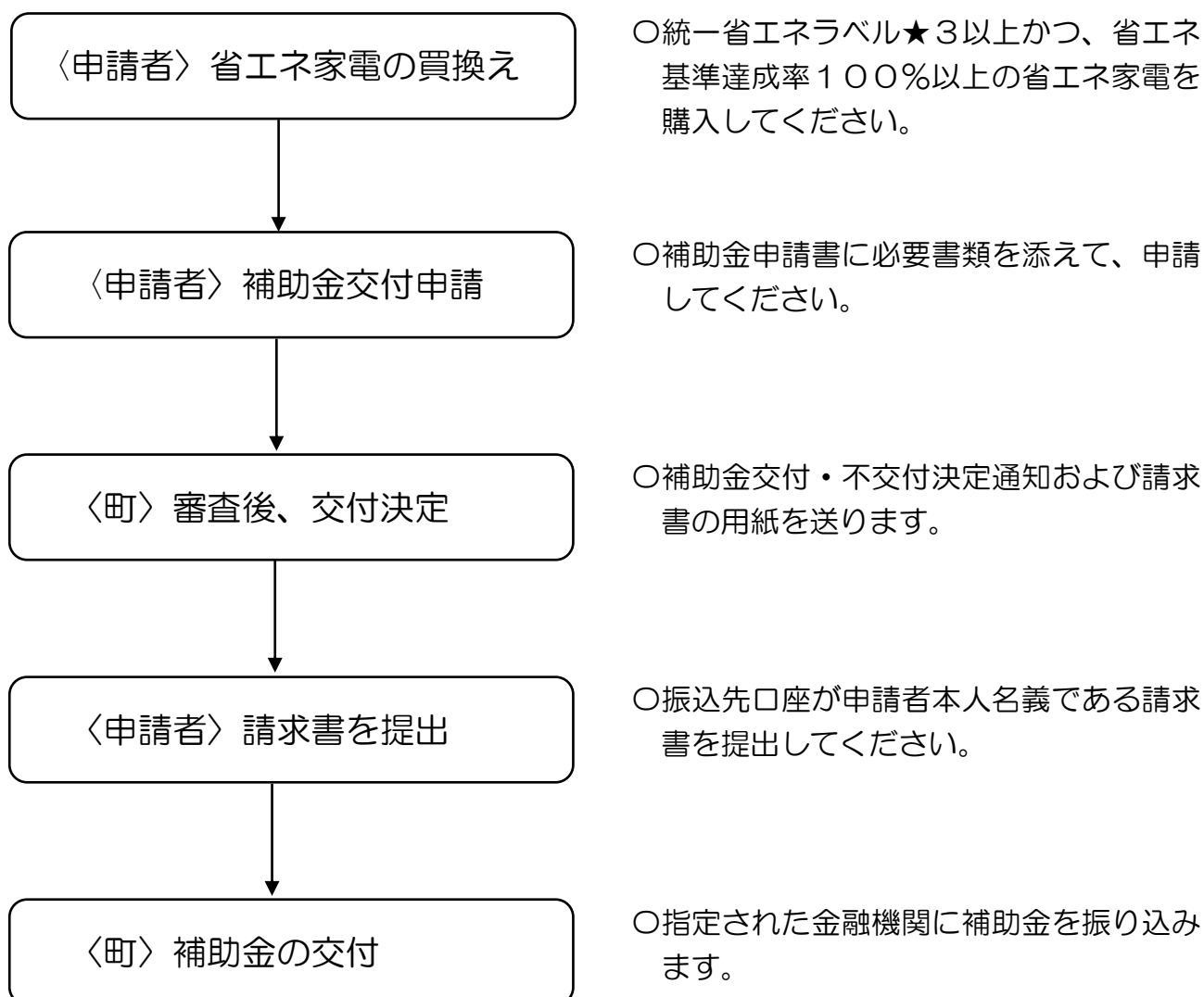
交付申請書を審査し、交付要件に適合すると認めるきは、申請者に交付決定の通知をします。

7 補助金の請求及び交付

「補助金交付請求書」を提出していただきます。振込先の口座は、申請者本人の名義としてください。

指定された金融機関に補助金を振り込みます。

補助金交付までの流れ



問合せ 防災環境課 環境担当
電話 0495-77-2124 (直通)